



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	〔紹介〕北海道大学所蔵学校教練関連資料
Author(s)	逸見, 勝亮//解説
Citation	北海道大学大学文書館年報, 13, 66-79
Issue Date	2018-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70357
Type	other
File Information	ARHUA_13_005_p66-79.pdf



< 資 料 >

〔紹介〕北海道大学所蔵学校教練関連資料

逸見 勝亮（解説）

はじめに

「北海道大学所蔵学校教練関連資料」の紹介は、北海道大学大学文書館が所蔵している「東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学簿書」に含まれている学校教練に関係する資料を翻刻し、「解説」を付すものである¹⁾。

以後北海道帝国大学・北海道大学を北大と記す場合がある。

翻刻した資料は、以下の3点である。

「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」起案原議・添付資料

「陸軍現役将校配属ニ関スル件」起案原議・添付資料

「学校教練振作ニ関スル印刷物配布ノ件」

なお、北海道大学大学文書館所蔵資料に含まれている学校教練関係資料の全容は、調査途上にある。

I. 1924年9月5日付札幌聯隊区司令官福島格次宛北海道帝国大学総長回答「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」起案原議

(1) 「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」

本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件

札幌聯隊区司令官ヨリ別紙之通照会有之候ニ付左案之通御回答相成可然哉此段相伺候以上案

本月三日付札支第二一三号ヲ以テ青少年訓練実施状況ニ関シ御照会有之候処本学ニ於テハ大学本科ヲ除キ予科、実科、専門部ノ各部科ニ対シ軍事訓練トシテ現ニ左記ノ通実施致居候間此段及回答候也

大正十三年九月 日

総長

札幌聯隊区司令官宛

記

学科

一、典範令中主トシテ教練、戦闘、行軍、駐軍ノ警戒並ニ射撃ニ関スル一般概念ヲ与ヘ且

新兵器ノ種類効用等ニ就キ説明ヲナシ以テ軍事ニ対スル新知識ヲ授クル様留意シツ、アリ

二、機会アル毎ニ日清日露等ノ戦役ニ於ケル実戦談ヲナシ精神修養ニ資スルト共ニ其ノ用兵ニ就キ概要ヲ説明シ以テ戦術ニ関スル知識ヲ得ルノ資タラシム

術科

一、各個、分隊、小隊、中隊、大隊教練迄ヲ実施シ現ニ大体ニ於テ運動ニ支障ナキ程度ニ演練セシム

二、予科、農学実科、林学実科並ニ土木専門部、水産専門部生徒全部各一年一回秋季ニ於テ実包射撃ヲ実施シ以テ訓練ノ一助タラシム

三、前記各生徒ヲ参加セシメ一年一回秋季ニ於テ戦闘教練（演習）ヲ実施シ以テ其概念ヲ確實ナラシメンコトニ努メツ、アリ

将来ニ関スル意見〔草案〕

教練ノ際分、小隊長ノ如キ幹部ハ学生交互其任ニ当ルヲ以テ改正操典草案ニ示セル分散、戦闘教練実施等不可能ナルニヨリ軍部当局ノ助力ヲ得ハ訓練上利スル処多大ナルモノアル可キモ更ニ其根本ニ於テ当局ノ努力ヲ乞フ可キ留意スヘキモノアリト思惟ス、即チ左ノ如シ

一般ニ中学以上ノ諸学校ニ於テ教練ヲ輕視スルノニ熱心ヲ欠クノ風アルコト是レナリ、（以下削除）「華府ニ於ケル軍備制限會議ノ結果海軍ハ縮小セラレ第四十五議會ニ於ケル衆議院ノ建議案ニ基キ陸軍縮小ノ事決セラレテヨリ一段世上一般軍事ヲ輕視スルノ傾向ヲ生ジタルヤノ觀アリ延延イテ学生ノ教練ヲ輕ズル事一段甚タシキニ至レルヤノ觀アリ

仮令戦争ニ訴ヒザルノ義務ヲ受諾シ且各国間ノ平和安寧ヲ完成セントノ目目的ノ下ニ國際聯盟ハ成レリト云フトモ國際間ノ軍議ヲ阻止スルニ於テ多クヲ期待スルニ足ラザル可ク要スルニ軍備ノ縮小ハ国防ノ責任ヲ直接一般民衆ノ双肩ニ迄ニ負ハシムルニ至リタルモノトモ云ヒ得可ク一朝有事ノ際ハ国民皆戦線ニ立ツノ決心ト訓練トヲ必要トスル事一段切実ナルニ至リタルモノニシテ学校ニ於ケル兵式教練ノ如キモ單ナル教練ニ止メズ軍事一層眞面目ニ行ハルルニ至ランコトヲ希望セザルヲ得ス」之レ近時世上一般ノ風潮ニ伴ヒ青年ガ軍事ヲ輕視スルニ至レルニ由来スルモノナレトモ国防軍事ニ関シ正当且確實ナル智識ノ涵養ヲ須要ナルモノト認ム從而体操教師ニ其人ヲ得單ニ教練ノミニ止ラス進テ前記ノ諸問題ニ就キ正確ナル智識ヲ授クルコトヲ得レハ貢獻資スル所尠少ナラサルヘキ哉ヘシ

其希望ヲ實現センカ為ニハ

（削除）「1. 学校当局者亦教練ヲ体操ヲ他学科同様重要視スルコト

2. 兵式教練ヲ單ニ教練ニ止メズ軍事教育ニ迄拡張スルコト

3. 教師ニ其人ヲ得ルコト

等最モ重要ナルモノナリト思考ス其實現ヲ見ン為ニハ亦当局ノ努力ト画策トニ待タザル可ツ可キモノ大ナリト信ス」

将来ニ関スル意見〔成案〕

教練ノ際分、小隊長ノ如キ幹部ハ学生交互其任ニ当ルヲ以テ改正操典草案ニ示セル分散戦闘教練実施等不可能ナルニヨリ軍部当局ノ助力ヲ得ハ訓練上利スル処多大ナルモノアル可キモ其根本ニ於テ当局ノ留意ス可キモノアリト思惟ス即チ一般学校ニ於テ教練ニ熱心ヲ欠クノ風アルコト是レナリ之レ近時世上一般ノ風潮ニ伴ヒ青年カ軍事ヲ輕視スルニ至レルニ由来スルモノナレトモ国防軍事ニ関シ正当且確實ナル智識ノ涵養ヲ須要ナルモノト認ム從ツテ体操教師ニ其人ヲ得單ニ教練ノミニ止ラス進テ前記ノ諸問題ニ就キ正確ナル智識ヲ授クルコトヲ得バ資スルトコロ尠少ナラサルベシ

(2) 1924年9月3日付北海道帝国大学総長宛札幌聯隊区司令官福島格次照会「青少年訓練実施状況ニ関スル件照会」(「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」添付資料)

青少年訓練実施状況ニ関スル件照会

大正十三年九月三日 札幌聯隊区司令官福島格次^{公印}

其筋ヨリ左記ノ通照会有之候ニ付御多忙中恐入候ヘトモ来ル九月十日迄ニ御回答相煩度及照会候也

左記

第七師団參謀長宮内英熊

青少年訓練実施状況ニ関シ其筋ヨリ照会有之候条最近一年間貴管下ニ於テ実施セラレタル中学校以上ノ諸学校ニ於ケル軍事訓練並青少年訓練(国防觀念増進ヲ目的トスル各種ノ催ヲ含ム)ノ状況、陸軍(在郷軍人会ヲ含ム)ノ之ニ与ヘタル援助並其効果将来ニ関スル所見等ヲ蒐録ノ上来ル九月十四日迄ニ回答相成度及照会候也

追テ所見ハ部外者ノ之ニ関スル意見等モ成ルヘク廣ク蒐録相成度申添候

〔解説〕

(1)「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」は、(2)「青少年訓練実施状況ニ関スル件照会」とともに、「雑書類」(帝大簿書348)に件番号54として綴じてある。

「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」は、墨筆とペン書きで北海道帝国大学起案原議野紙に記載し、鉛筆による加筆が施されている。

「発送番号」は「北大第五三五号」、起案は「大正十三年九月五日」、決裁は「大正十三年九月十日」とある。

起案者欄には、及川〔兵吉〕書記、署名押印欄には事務官・文書係・庶務課長である江口〔重国〕・富山〔保治〕・小川〔忠之助〕のそれぞれの押印²⁾とともに、「体操科」(ペン書き)に中村虎太郎の印を捺してある。

件名欄には「本学ニ於ケル軍事訓練状況ニ就キ回答之件」とある。

内容は、1924年9月3日付で札幌聯隊区司令官が求めた「青少年訓練実施状況ニ関スル

件照会」に対する回答案である。「体操科」なるペン書きが示唆しているように、本部事務局は体操科が作成した回答案を「案」として起案原議書に転写したのであろう。押印した中村虎太郎は、陸軍歩兵大佐北海道帝国大学予科体操講師である。

『北海道帝国大学一覧 皇統年表』によれば、1924年に北海道帝国大学予科体操講師として在籍していたのは、以下の5人である。（ ）に在職期間を示した。

陸軍歩兵大尉	中村虎太郎（1919年11月～1934年3月）
陸軍歩兵中尉	大塚貞治郎（1923年8月～1939年10月）
陸軍歩兵特務曹長	小林藏太（1918年～1931年）
陸軍歩兵特務曹長	岩井北子（1919年11月～1934年4月）
陸軍歩兵特務曹長	佐山八百治（1920年10月～1943年9月） ³⁾

北大は、1917年12月1日に予備歩兵大尉となっていた中村虎太郎を、1919年11月27日に「兵式体操講師」として雇用し、1919年12月5日には学生監部兼務に、1922年1月4日には学生生徒監部兼務に、1925年1月27日には予科体操主任に任じた⁴⁾。体操科主任就任以前の時期においても、大尉である中村虎太郎が体操科の責任者であったろう。

回答案は、概略以下のようである。

①中村虎太郎が陸軍教導団を経て少尉として日露戦争に従軍し、功六級金鷄勲章を授与され、1916年4月10日には大尉に昇進した⁵⁾。かような軍歴に照らせば、中村虎太郎は、「日清日露等ノ戦役ニ於ケル実戦談」が「精神修養ニ資スルト共ニ其ノ用兵ニ就キ概要ヲ説明シ以テ戦術ニ関スル知識ヲ得ルノ資タラシム」と確信していたとの推測は容易である。

②他方で、典範令に従って「教練、戦闘、行軍、駐軍ノ警戒、射撃ニ関スル一般概念」を教授しているとの如く、一般的な説明に止まっている。

③本回答（1924年9月5日）以前の野外演習・実包射撃にかかわる資料は見当たらない。

④北大は、中村虎太郎を1919年11月27日に「兵式体操講師」として雇用し、1919年12月5日には「学生監部」の、1922年1月4日には「学生生徒監部」の兼務を命じた。やや後の1925年1月27日には「予科体操主任」を、同年3月6日には「予科生徒係」兼務を命じた⁶⁾。

予科では3学年を通じて毎週3時間の「体操」⁷⁾を、農学実科では1・2学年の第2・3学期に毎週2時間の「兵式体操」⁸⁾を、林学実科⁹⁾および土木専門部¹⁰⁾では1・2学年に毎週2時間の「兵式体操」を課すと定めていた。水産専門部漁撈科・養殖科・製造科いずれにおいても、授業時数は「不定」であったが、1・2学年に「兵式体操」を課すと定めていた¹¹⁾。

「兵式体操講師」「体操講師」が担当する「体操」「兵式体操」に「教練」「野外演習」等が含まれているかどうかは、管見の限り判断できる資料は見当たらない。

⑤草案の修正は、北大は「体操」重視を求めた体操科の意向を認めなかったことを

示している。しかし、教練を強化するために陸軍の協力を求めるという点では、体操科と大学との間に齟齬はなかったのである。

(2)「青少年訓練実施状況ニ関スル件照会」は、1924年9月3日付札幌聯隊区司令官福島格次照会文書（謄写印刷、洋紙1枚）である。文書番号は「札支第二一三号」、司令官公印を捺してある。

照会の内容は、第七師団参謀長照会の廻送、すなわち「其筋」から「軍事訓練並青少年訓練（国防觀念増進ヲ目的トスル各種ノ催ヲ含ム）ノ状況、陸軍（在郷軍人会ヲ含ム）ノ之ニ与ヘタル援助並其効果将来ニ関スル所見」を求めるという趣旨である。「其筋」は陸軍省であろう。そして、陸軍省は各師団を通じて、全国の中等学校以上の諸学校を対象に照会を發したと考えるのが自然である。

ところで、「皇大正十三年發約一年間ニ於ケル指導、援助調」（1924年12月15日、成城学園教育研究所所蔵「沢柳政太郎関係文書」、謄写印刷、1枚¹²⁾）が存在する。「皇大正十三年發約一年間ニ於ケル指導、援助調」は、「大正十三年十二月十五日」と記され、「件名」（体操（主トシテ教練）ノ指導（常統的ノモノ）、「発火演習等ノ指導」、「軍事研究」、「野営」、「馬術」、「実弾射撃」、「計」）、「校数」、「摘要」、「備考」からなる一覧表である。

それらの概略は以下のようである。

- | | | |
|-----------|------------------------|---|
| ①体操ノ指導 | 60校 | 派遣回数は毎週1ないし2回 |
| ②発火演習等ノ指導 | 85校以上 | |
| ③軍事研究 | 43校 | 兵営宿泊教練期間は1週間内外 |
| ④野営 | 34校以上 | 陸軍廠舎に廠営して戦闘演習を行う
期間は一週間内外 |
| ⑤馬術 | 95校 | |
| ⑥実弾射撃 | 98校以上 | |
| ⑦計 | 414校以上 | 陸軍衛戍地附近の中等学校以上の学校451校の92%
(現役将校派遣範囲は経費上衛戍地附近に限る) |
| ⑧備考 | 在郷将校下士の援助、指導したものは含まない。 | |

『資料 文政審議会 参考史料』（上）は、「皇大正十三年發約一年間ニ於ケル指導、援助調」は、文政審議会「諮詢第四号特別委員会〔開催は1924年12月17・22・25日、1925年1月6日〕に於ける配付資料の一部と推測される¹³⁾」と記している。「皇大正十三年發約一年間ニ於ケル指導、援助調」は、文政審議会「諮詢第四号」すなわち「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」の審議を円滑にすすめるために、陸軍現役将校が中等学校以上の諸学校へ赴いて、教練等について指導し、あるいは兵営内宿泊・廠舎営等の機会を提供していたことを示すための資料である¹⁴⁾。

管見の限り、陸軍省がどのようにして「皇大正十三年發約一年間ニ於ケル指導、援助調」を作成したのかは未詳であり、「青少年訓練実施状況ニ関スル件照会」の全国的集約を示す資料も見当たらない。

「^{皇統十三}陸軍現役将校配属ニ関スル件」は、「青少年訓練実施状況ニ関スル件照会」によって得た全国的状況であろうとの推測を、敢えて記しておこう。

Ⅱ. 1925年3月25日付文部次官宛北海道帝国大学総長照会「陸軍現役将校配属ニ関スル件」起案原議、同添付資料1925年3月17日付北海道帝国大学総長佐藤昌介宛文部次官松浦鎮次郎通牒「陸軍現役将校配属ニ関スル件」

(1) 北海道帝国大学照会「陸軍現役将校配属ニ関スル件」起案原議

陸軍現役将校配属ニ関スル件

案

総長名

文部次官宛

本月十七日發普六四号ヲ以テ陸軍現役将校配属ニ関スル件ニ付御照会有之同時ニ別冊御送付被下候様被存候処其冊子于今尋達不到候間折返御送付相願度此段及照会候也

(2) 文部次官通牒「陸軍現役将校配属ニ関スル件」

發普六四号

大正十四年三月十七日

文部次官松浦鎮次郎^{公印}

北海道帝国大学総長佐藤昌介殿（墨書）

陸軍現役将校配属ニ関スル件

学校ニ於ケル教練ノ振作センカ為中等学校並之ト同等以上ト認ムヘキ学校ニ陸軍現役将校ヲ配属セシムルノ件ニ関シテハ目下關係当局者間ニ於テ考究中ニ属シ近ク關係法規ノ公布ヲ見ルヘキモ大体別冊実施案ノ通実現セラルヘキ予定ナルニ付テハ左記御承知ノ上可然御手配相煩度

記

- 一、本案実施ノ上ハ毎週教授時数等ニ就テモ多少増加ヲ来スニ至ルヘク殊ニ実業学校（実業専門学校ヲ除ク）ニ在リテハ体操科ノ毎週教授時数ヲ三時トシ中ニ二時ヲ教練ニ充ツル考ニ有之且從來ニ於ケル教練ヲ一層振作セシムルノ必要アルヲ以テ今回現役将校ヲ配属スルモ從來ノ教練ヲ担任スル職員ノ員数ハ可成之ヲ保有シ本案実施ノ為ニ現在数ヲ減少スルカ如キコトヲ為サ、ルコト
- 二、私立ノ中等学校ハ官公立中等学校ト同様全部ニ現役将校ヲ配属セシムル予定ナルカ事務ノ都合上学校設立者ヨリ申請スルノ手續ヲトラシメタキニ付至急其ノ旨学校ヘ示達ノ上左記事項ヲ具シタル申請書（陸軍大臣及文部大臣連名宛ノコト）ヲ徴シ四月十日迄ニ本省ヘ進達スルコト

- 1、名称
- 2、位置
- 3、入学資格 修業年限
- 4、生徒定員現在生徒学年別及学級別員数
- 5、現在体操科教員ノ氏名略歴

三、大学私立ノ高等学校大学予科専門学校等ニシテ之ヲ実施セントスルモノハ前項ニ準シ大学ニ在リテハ大学長其他ニ在リテハ設立者ニ於テ四月二十日マテニ申請書ヲ文部省ニ提出スルコト

四、別冊実施案「二、実施範囲及現役将校ノ配属手続」第一項ノ学校中未タ徴兵令第十三条第一項ノ規定ニ基ク認定ヲ受ケサル学校及大正十四年二月一日後設立ヲ認可セラレタル学校ニ対シテハ予算ノ都合上差当リ現役将校ヲ配属セサルコトアルヘキコト（和紙2枚、謄写印刷）

[解説]

(1) 北海道帝国大学照会「陸軍現役将校配属ニ関スル件」起案原議は、文部次官通牒「陸軍現役将校配属ニ関スル件」とともに、「大正十四年 庶務綴」（帝大簿書014）に件番号61として綴じ込まれている。

北海道帝国大学議案野紙1枚に墨書してあり、発送番号は「北大第一三七号」、宛先は文部次官、起案は1925年3月24日、判決（決裁）日は1925年3月25日である。

照会の内容は、1925年3月17日付文部次官通牒とともに送付されるはずの「別冊」が未着であり、折り返し送付するよう求めるとの趣旨である。

(2) 文部次官通牒「陸軍現役将校配属ニ関スル件」

通牒番号は「発普六四号」、発送日は「大正十四年三月十七日」の、北海道帝国大学総長佐藤昌介宛文部次官松浦鎮次郎の通牒である。

通牒の内容は、陸軍現役将校学校配属について「目下考究中」だが、「別冊実施案」の通り実現予定であるので「可然御手配相煩度」と、北海道帝国大学に1925年4月10日までに、名称・位置・入学資格・修業年限・生徒定員現在生徒学年別及学級別員数・現在体操科教員の氏名略歴を記した「申請書」を提出するようにとの趣旨である。

通牒中に「別冊実施案」とあるのが、北海道帝国大学が上記照会をもって再送を求めた「別冊」である。

北大所蔵資料中には、「別冊実施案」の再送を得たとの資料は見出せない。また、「別冊実施案」の所蔵も確認できない。次官通牒には「別冊実施案」とあるのみだが、文部省編・発行『学校教練ノ振作ニ関スル実施案』（1925年1月、A5判活版印刷、31頁、小樽商科大学附属図書館所蔵）が「別冊実施案」であろう。

上記推測の根拠は以下の諸点である。

①文部次官通牒は、官立高等専門学校である小樽高等商業学校へも送付されていた。ただし、文部次官通牒に「別冊実施案」は添付されていたかどうかは、不詳である。

②小樽商科大学所蔵本表紙裏には、「寄贈者 文部省 大正拾四年六月卅日」と、文部省から送付されたことを示すゴム印を捺してある。

③次官通牒中の「別冊実施案「二、実施範囲及現役将校ノ配属手続」第一項ノ学校」との箇所は、小樽商科大学所蔵本の「二、実施ノ範囲及現役将校ノ配属手続」第一項に師範学校から大学学部まで列記してある箇所と符合している。

念のために、『学校教練ノ振作ニ関スル実施案』の目次を掲げておく。

- 一 学校ニ於ケル教練振作ノ趣旨〔大正十三年十二月文政審議会ニ於ケル文部大臣説明要旨〕
- 一 教練実施ニ関スル要項〔一 目的、二 実施ノ範囲及現役将校ノ配属手続、三 教練担任者、四 業務関係並配属将校ト学校職員トノ関係、五 教育課程、六 教授時数及野外演習日数
- 一 学校教練ノ振作ニ関スル文政審議会諮詢案
- 一 学校教練ノ振作ニ関スル文政審議会ノ答申
- 一 教練教授要目案

「文部次官通牒」（1925年3月17日）前後の「陸軍現役将校学校配属令」公布の経緯を確認しておく。

1925年1月13～15日	臨時陸軍師団長会議
1925年3月6日	「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議書」
1925年3月16～28日	学校配属引当将校召集
1925年3月17日	文部次官通牒「陸軍現役将校配属ニ関スル件」
1925年3月18日	学校配属引当将校摂政に拝謁
1925年3月18日	陸軍大臣宇垣一成・文部大臣岡田良平連名閣議請議書「師範学校、中等学校等ニ陸軍現役将校ヲ配属セシムル等ニ関スル件」（勅令案）提出（別紙として「勅令第百三十五号 陸軍現役将校学校配属令」案・理由書、参考資料として「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議書」を添附）
1925年4月9日	同上勅令案閣議書起案
1925年4月10日	同上勅令案裁可
1925年4月13日	「勅令第百三十五号 陸軍現役将校学校配属令」公布
1925年4月13日	文部省 省令「陸軍現役将校学校配属令施行規程」公布

文部省が、「陸軍現役将校学校配属令」「陸軍現役将校学校配属令施行規程」公布前に、「文部次官通牒」を送付した理由は何であろうか。

陸軍省は、文政審議会が1925年1月10日に陸軍現役将校の学校配属を決定した後、直ちに学校配属将校の人選にとりかかった。

1925年1月26日付『読売新聞』は、次のように報じた。

中等学校以上に行ふ軍事教育に派遣さるべき陸軍の現役将校は四月一日に愈々各学校に配属さるべきことに決つた。

之れに就ては部内には五月中旬軍備整理に伴ふ大異動があるから此際同時に之れが配属を決定任命するもおそくないとの意見もあつたが最初の試みとしての青少年訓練は極めて重要と認め新学期開始と同時に任命する方が至当であるといふことになつたのである。此の配属の最難関は将校の人選で当局は曩に部内将校一般に対し志願者を募集したが応募者の数は無論定数に充たないので当局は最初の方針通り

(一) 人格の高いこと (二) 知識の優れたもの (三) 社会事情に通じたもの (四)

部内で教育の成績を挙げ得たるもの

を銓衡の中心として応募者に対しても厳選を行つてゐる。就中中学校の配属将校は成るべくその学校の出身者を以て当てることにしてゐるが此れ等の銓衡に当つてみると難題百出するので目下猶ほ彼此比較考量中である。然し当局としては之れが人選は遅くも二月中旬までには決定する予定で三月に入るや直ちに之れ等の将校を全部東京に集めて訓練上に要する講習を行ふことに決定した¹⁵⁾。

経緯は不詳だが、3月15日には配属将校の選定——1925年3月16日付『読売新聞』は「集まつた軍教先生（きのう陸軍省で命令書を見て居るところ）」とキャプションを付した写真を掲載している——を済ませていた。そのうえで、3月16～28日の間に、学校配属引当将校を陸軍予科士官学校等に召集して、学校教練担当趣旨の徹底を図った。

陸軍省は、学校配属引当将校の召集について、以下のように述べている。

抑々本施設〔陸軍現役将校学校配属〕は国運の消長と重大の関係を有し又陸軍に於ては未だ類例のない特殊の施設であるので、第一次に学校へ配属せらるべき将校に対し其の任務達成上、事前に必要なる諸般の講究を行はしむるの必要を認め、大正十四年三月十六日より同二十八日迄十三日間此等配属引当の将校全部約千二百名を東京に召集し各種の研究を行はしめた¹⁶⁾。

さらに、裕仁摂政への拝謁の場を設けて、現役将校だが学校配属将校に就く将校たちに、宮中における拝謁の「榮譽」を与えた。

陸軍省は、以下のように述べている。

茲に一つ特筆しなければならぬことは第三日午前十時三十分 摂政殿下に於かせられては召集将校全部に対し 畏くも 拝謁を賜つたこと是れである。当日此の光榮に浴すべき学校配属将校千二百名は畑軍務局長引率の下に午前十時頃宮中へ参入、豊明殿及千種間に列立して 拝謁を賜つた。目も綾に照り輝いた宮殿内に斯く多数の将校が列立 拝謁した光景は実に莊嚴そのものであつた。

又仄かに承る所に依ると、学校長の下に配属せらるべき将校（換言すれば部局の長

に非ざる者）に対し特に 拝謁を賜つたといふことは、拝謁者の資格といふ点から見て、宮中の先例上、甚だ異例の御取扱だといふことである。此事に鑑みるも 摂政殿下の 思召の程恐察するに難くないものがあると同時に此光榮に浴した配属将校の責務は彌加上に其の重きを加へたものあることを感ぜざるを得ないのである¹⁷⁾。

陸軍省は、現役将校を現役のまま学校教練を担当させるために、周到に準備していた。

それに対して、文部省も既に将校・下士官経験者が教練等を担当している事実がある中等学校に対してはともかく、高等専門学校・大学に対しては、年度内に然るべき配属将校受入準備を整えておくよう性急に要求した。それが、「別冊実施案」を欠いた北海道帝国大学総長佐藤昌介宛の「文部次官通牒」である。

Ⅲ．1925年5月25日付北海道帝国大学総長佐藤昌介宛文部次官松浦鎮次郎通牒「学校教練振作ニ関スル印刷物配布ノ件」

発普一六五号

大正十四年五月二十五日

文部次官 松浦鎮次郎^{公印}〔謄写印刷〕

北海道帝国大学総長佐藤昌介殿〔墨筆〕

学校教練振作ニ関スル印刷物配布ノ件

学校教練振作ニ関シ其ノ実施上ノ便益ニ資センカ為今般「学校教練振作の指針」ト題スル印刷物ヲ作成シ本月中ニ陸軍省ヨリ貴学宛直送相成ル予定ナルニ付御承知相成度尚今后本施設実施ニ際シテハ右冊子ノ内容等御参照ノ上可然御手配相煩度〔謄写印刷、洋紙1枚〕

〔解説〕

「大正十四年 庶務綴」（帝大簿書014）に件番号132として綴じ込まれている。

文部次官通牒の趣旨は、陸軍省が送付する予定である「学校教練振作の指針」を参照して陸軍現役将校学校配属に然るべく対応せよとの指示である。

北大所蔵資料中に「学校教練振作の指針」が陸軍省から送付されたことを示す資料は見当たらず、附属図書館にも見当たらない。

小樽商科大学附属図書館が所蔵する『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』（全文195頁）の表紙裏には「寄贈者 陸軍省副官中村孝太郎 大正拾四年六月卅日」とゴム印（氏名はインク・ペン書）が捺してある。小樽高等商業学校当文部次官通牒の所在は未調査であるが、小樽商科大学附属図書館所蔵本は、北海道帝国大学宛「文部次官通牒」中にある「学校教練振作の指針」である。

『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』の「はしがき」には、以下のよう

にある。

本冊子は今般新に施設せられたる『学校教練振作』に関し、其の成立に至る迄の経緯並本年三月中旬、中等学校以上の諸学校へ配属引当の将校全部を東京に召集の際陸軍、文部両大臣以下関係各官の口演その他を輯録せるものにして直接、学校教練に従事する将校の爲、好箇の指針たる而已ならず亦以て本施設の根本精神を明徴にし一般の参考と爲すに足るを以て茲に之を印刷配布することとせり。

大正十四年三月

陸軍省軍務局

念のために『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』の目次を掲げておく。

第一編 学校教練振作施設の経緯

(附) 教練に関する陸軍、文部両省協議覚書

第二編 学校配属引当将校の召集並其の際に於ける諸口演

- 其一 配属引当将校の召集
- 其二 陸軍大臣口演要旨
- 其三 学校配属将校服務上の心得 (陸軍次官口演)
- 其四 学校教練振作に関する経緯並之が施設 (陸軍省軍務局長口演)
- 其五 教練実施上の注意 (教育総監部本部長同第一課長口演)
- 其六 文部大臣口演
- 其七 本邦教育制度の概念 (文部次官口演)
- 其八 文部省専門学務局長口演
- 其九 文部省普通学務局長口演
- 其十 文部省実業学務局長口演
- 其十一 学校配属引当将校の質疑に対する応答 (陸軍省軍務局長口演)

第三編 学校教練振作に関する法令諸規定

- 其一 陸軍現役将校学校配属令
- 其二 文部省令 陸軍省令〔陸軍現役将校学校配属令施行規程〕
- 其三 文部省訓令
- 其四 文部次官通牒
- 其五 教練教授要目

結辞

陸軍省は、学校配属引当現役将校召集 (1925年3月16～28日) の際の陸軍省・文部省の説明と法令を網羅し、事前に配属将校にたたき込んだ陸軍現役将校学校配属と学校教練の意義を、『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』にまとめ、北海道帝国大学へも送付したのである。

陸軍省『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』の内容に踏み込むのは、別の機会を待たなければならないが、そこに顕れている、事に臨む意気込みにおいて、文部

省『学校教練ノ振作ニ関スル指針 大正十四年一月』のそれとは比較すべくもないだろう。換言すれば、陸軍現役将校が学校教練を担当することが如何に困難な課題であるか——新聞は必要数を確保できないと報じたが、端的に記せば軍人としての進路を絶ったうえで、矜持と意欲をもって対処できるかという課題である——ということを示してもいた。

なお、『資料 文政審議会 参考史料』（上）（324～465頁）に全文所載してある。

〔注〕

- 1) 「東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学簿書」については、「〔目録〕東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学簿書」（『北海道大学大学文書館年報』第8号、2013年3月、78～103頁）、井上高聡「解題」（『同上』104～106頁）を参照されたい。上記目録・解題は北海道大学大学文書館HPにおいても公開している。

- 2) 『北海道帝国大学一覧 皇統三編』を参照した。

事務官に押印してある江口重国は農学部農業経済学教室の講師（憲法）（86頁）である。小川忠之助は予科の「助教授（兼）」（237頁）とある。及川兵吉は、『北海道帝国大学一覧 皇統三編』（79頁）、『北海道帝国大学一覧 自大正十五年至昭和二年』（73頁）に、「及川兵吾」と記載がある書記と同一人物であろう。

- 3) 『北海道帝国大学一覧 皇統三編』（242～243頁）。在職期間は、「歴代予科教官名簿」（『北大百年史』部局史、56頁）によった。

北大における予備尉官・下士官の体操科講師任用経緯は未詳だが、中等学校体操科担任教師として任用については、安藤豊「〔大正期〕における「武官教師」（体操科担任教師）創出の試み」（『北海道大学教育学部紀要』第30号、1977年10月）、安藤豊「武官学校配属構想」（『北海道大学教育学部紀要』第36号、1980年3月）を参照した。

文部大臣官房「体操科担任教員に関する調査」（『帝国教育』第508号、1924年12月、54～62頁）を踏まえた安藤豊の下記のような記述（「武官学校配属構想」109頁）は、大学における学校教練の実施就中現役将校の配属を考察するうえで、示唆に富むものとしてここに摘記しておく。

……軍人経験者の体操教員登用は、「明治」期以来の貧困な体操教員養成制度の補完としての軍人依存構造の一環として位置づくものであった。そして、このような長期にわたる武官出身者の体操教員登用の結果、1924（大正13）年3月1日現在、公私立中学校、師範学校、実業学校（大阪府を除く）体操科担任教員総数2,306人中、陸海軍軍人出身者数は、1,028人、48.9%の高率を示すに至った。このことは、すでに学校内における軍事教育体系創出の条件が準備されていたことを示すとともに、「陸軍現役将校配属令」が、こうした軍事教育の「開始」ではなく、在職の武官出身教員のいわば「指揮官」を学校内に送り込むことによって、むしろその「完成」を意味していたことをも示していた。

- 4) 「昭和九年 退職者履歴資料」一五、53～56頁。北海道大学大学文書館所蔵。

兵式体操・教練の担当以外にも、体操科講師の役割があった。半澤道郎「北大乗馬会時代」（北海道帝国大学文武会馬術部編・発行『北大馬術部十年誌』1940年、8～9頁）から、体操科講師と学生生徒との関わりを示す記述を摘記しておく。

大正十三年に至つて馬を愛好し乗馬を志す同志の者が次第に相寄つて乗馬機関の設立に就て着々計画を進めてゐた。時恰も政府は大正十四年度より学校に現役将校を配属せしめて学校教練を実施する事に決定をする模様であることを知り、同志の内には此処に堅実なる軍事研究団体を組織し、研究項目の一として軍部の許可を受けて乗馬練習を正規に行ふ可しとする事に衆議が一致した。茲に於て大正十三年十月中旬北大乗馬会創立委員会を組織……

軍部との交渉には委員会の合議により体操科の教官である中村虎太郎大尉、大塚貞治郎中尉に依頼する事に決し、就中大塚中尉は歩兵第二十五聯隊に最近まで現役として勤務せられた関係上特にお骨折を願ふ事にしたのであつた。十一月に入り軍隊側の機動演習が終り、二年兵の除隊が済んで比較的閑散に入るを待つて交渉を開始した。大塚先生と委員一同が月寒の第二十五聯隊副官新田少佐に面会し、爾後数次に亘つて同様交渉に奔走した。

……北大乗馬会長に中村虎太郎先生、副会長に大塚貞治郎先生を推載〔ママ〕し、大塚先生の草案になる会則を委員会の審議を経て決定し、北大乗馬会々則を制定した。

同年十二月廿五日付を以て〔第七〕師団長國司中将より中村会長宛に軍馬借用に関し正式の許可証が与へられ、土曜、日曜軍部の余暇を利用して乗馬委員の指導の下に軍事研究の一部として乗馬することを許されたのであつた。

学生生徒スポーツとしての馬場馬術は、馬・馬場・指導者の提供を陸軍に依存しなければならず、北大の学生生徒は「軍事研究団体」を標榜し、体操科教師である予備大尉・中尉を介した第二十五聯隊副官との折衝を奇貨として馬術部を結成し、第七師団の協力を得るにいたつたのである。

- 5) 「昭和九年 退職者履歴資料」一五、53・54頁。
- 6) 「同上」55・56頁。他の4人に関する軍歴は見当たらない。
- 7) 「北海道帝国大学予科規則」第5条、『北海道帝国大学一覽 統計篇』246頁。
- 8) 「北海道帝国大学農学部農学実科及林学実科規則」第7条第1項 農学実科〔学科課程表〕、『同上』180頁。
- 9) 「同上」第7条第2項 林学実科〔学科課程表〕、『同上』184頁。
- 10) 「北海道帝国大学附属土木専門部規則」第7条〔学科課程表〕、『同上』259頁。
- 11) 「北海道帝国大学附属水産専門部規則」第8条第1項漁撈科〔学科課程表〕・第2項増殖科〔学科課程表〕・第3項製造科〔学科課程表〕、それぞれ『同上』273・276・278頁。
- 12) 「皇大証十三第約一年間ニ於ケル指導、援助調」、日本近代教育史料研究会編『資料 文政審議会 参考史料』(上)明星大学出版部、1989年、302～303頁。
- 13) 『同上』303頁。
- 14) 遠藤芳信は、「陸軍現役将校学校配属制度の研究(上)」(『北海道教育大学紀要 第1部 C 教育科学編』第35巻第1号、1984年9月、22～23頁)において、文部省普通学務局長関屋龍吉「学校に於ける教練に就て」(『社団法人日本国防義会々報』第85号、1925年4月)、第一師団司令部「国防思想普及及実施に就て」(『偕交社記事』第590号、1923年11月)等から、東京商科大学が文部省を介さず陸軍戸山学校に将校派遣を願っていた事例や、1923年5月～9月までに、早稲田大学(のべ120人)、東京商科大学(22人)、明治大学(22人)の学生が、騎兵第一聯隊や野砲兵第一聯隊などで、宿泊訓練・乗馬演習や、軍隊への野営演習への行っていた事例、「国防思想ノ普及」を目指して師団の銃器を青少年訓練用に貸与した第十七師団の事例等を掲げて「学生等の陸軍施設における教練演習の実施」を証している。この記述によって、数で概括した「皇大証十三第約一年間ニ於ケル指導、援助調」の実態を知ることができるのである。

遠藤芳信の以下のような記述(「陸軍現役将校学校配属制度の研究(上)」23頁)も、示唆に富むものとしてここに摘記しておきたい。

……1925年4月からの現役将校の学校配属による学校教練の「振作」とは、第一次世界大戦後の民主主義諸運動の思想の高揚に対する思想対策、いわゆる「軍備縮小」問題から発生した士気低下へのまきかえしと兵役期間短縮要求(政党)への対応、欧米諸国の青少年訓練への対応、教練「振作」の一部の先導的施行を背景にしつつ、そして、これらの背景が国家総動員体制確立に吸収される方向を目ざし、軍が1920年代初頭から積極的に計画化していったと考えることができる。

- 15) 1925年1月26日付『読売新聞』。
- 16) 陸軍省編・発行『学校教練振作の指針 大正十四年三月陸軍省印刷』1925年、15頁。小樽商科大学附属図書館所蔵。
- 17) 『同上』59頁。

（へんみ まさあき／北海道大学名誉教授・大学文書館研究員）